

平成 27 年 9 月 15 日

照会先

厚生労働省大臣官房厚生科学課

健康危機管理・災害対策室

(担当・内線) 室長 姫野 泰啓(3814)

災害対策調整係長 堀田 朋寛(2830)

(電話・代表) 03 (5253) 1111

(電話・直通) 03 (3595) 2172

平成 27 年台風第 18 号（大雨特別警報関連）に よる大雨等に係る被害状況及び対応について

9 月 9 日からの大雨による 9 月 14 日 23 時時点における厚生労働省の対応については、別紙のとおりですのでお知らせします。

厚生労働省
平成27年9月14日
23時00分現在

平成27年台風第18号（大雨特別警報関連）による
大雨等に係る被害状況等について （第14報）

1 厚生労働省における対応状況 （9/14 21:00 現在）

10日 04:15 厚生労働省情報連絡室を設置
16:00 厚生労働省災害対策本部を設置
17:15 同本部第1回会合開催
11日 16:15 同本部第2回会合開催

2 救護活動関連の状況 （9/14 21:00 現在）

(1) EMIS（広域災害・救急医療情報システム）

茨城県 警戒モードに設定 (09/10 7:20)
災害モードに設定 (09/10 10:00)
警戒モードに設定 (09/14 12:00)
栃木県 災害モードに設定 (09/10 8:00)
警戒モードに設定 (09/11 18:30)

(2) 医療班等の活動数 (09/14 15:00)

		計	活動中	活動場所
茨城県	日赤 JMAT	4チーム 5チーム	4チーム 5チーム	常総市 常総市、つくばみらい市
合計		9チーム	9チーム	—

3 被災者の健康管理 (9/14 21:00 現在)

- ・ 9月10日以降、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県内の一部避難所において、保健師が避難者の健康支援を実施（山形県、福島県及び千葉県は9月11日で終了）。
- ・ 9月10日付で、「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」を送付し、避難所で生活される方々の健康管理にあたり、支援する関係者が留意する事項について情報提供。（※平成23年6月に発出した事務連絡を再周知）
- ・ 9月11日、茨城県から保健師の派遣要請を受け、県外からの派遣調整を実施。6チーム（群馬県、千葉県、東京都、新潟県、山梨県及び静岡県）が派遣準備調整中（1チーム2～3名の保健師で構成。うち4チームは9月15日から派遣予定）。
- ・ 9月10日から、茨城県にて茨城県薬剤師会が避難所における医薬品ニーズに対し医薬品を供給（9月11日終了）。9月12日からは、JMATを支援（薬剤師派遣及び医薬品供給）。
- ・ 9月13日から、茨城県の精神医療チームが避難所を巡回し、精神保健医療のニーズに対応。厚生労働省としては、DPAT事務局として、情報収集・支援を実施。

4 施設の被害状況 (9/14 21:00 現在)

(1) 医療施設

茨城県 病院 2箇所（床上浸水[診療困難]、[9/12 県内の災害拠点病院に全患者を搬送済]）
診療所 調査中

(2) 社会福祉施設

栃木県 7箇所（床上浸水、土砂流入）
※ その他、障害者支援施設周辺の雨水処理の作業中に、男性職員1名が配水管に吸い込まれ意識不明の重体（その後死亡（9/11））
茨城県 25箇所（雨漏り、床上浸水等） ※人的被害なし
福島県 1箇所（雨漏り） ※人的被害なし
宮城県 7箇所（雨漏り、床上浸水等）
埼玉県 1箇所（床上浸水）

(3) 保健衛生施設

茨城県 2箇所（保健所等、床上浸水等）

5 水道の被害状況 (9/14 21:00 現在)

(1) 断水状況

※ 現在、県を通じ詳細の情報収集中

県、市町村名	最大 断水戸数	現在の 断水戸数	断水期間	被害状況
【栃木県】	11,444 戸	178 戸		
塩谷町	110 戸	0 戸	9.9 23:00 ～ 9.11 5:00	河川氾濫による水管 橋破損（復旧済） 配水池水位低下（復 旧済）
栃木市	2,200 戸	0 戸	9.10 01:45 ～ 9.12 18:00	浸水による配水ポン プ停止（復旧済）※ 一部に減圧地域
那須塩原市	940 戸	150 戸	9.10 07:30 ～	林道崩落による導水 管破損、取水口閉塞 （原水濁度高い） （一部復旧済）
小山市	7,500 戸	0 戸	9.10 10:10 ～ 9.13 11:00	浸水による浄水場 （配水ポンプ）停止 （復旧済）
日光市	690 戸	28 戸	不明	7 地区で断水発生 配水管破損、取水口 閉塞等（6 地区復 旧済） ※未復旧地区は避難 指示地区
下野市	4 戸	0 戸	9.10 6:30 ～ 9.10 19:30	道路陥没に伴う配水 管破損（復旧済）

【福島県】	641 戸	0 戸		
南会津町	491 戸	0 戸	9.10 04:30 ～ 9.12 23:30	管路破損、河川高濁 ・取水口閉塞による 浄水処理停止等 (復旧済)
伊達市	150 戸	0 戸	9.11 06:00 ～ 9.11 17:15	道路崩壊による配水 管破損 (復旧済)
【茨城県】	約 <u>11,817</u> 戸	約 <u>7,400</u> 戸		
常総市	約 <u>11,800</u> 戸	約 <u>7,400</u> 戸	9.10 18:10 ～	浸水による浄水場、 配水場ポンプ停止 ※ 鬼怒川の東側全 域で断水発生 (断水 戸数は推定値) 東部配水場で仮復旧 により給水再開 (当 該給水エリア約 <u>4,400</u> 戸復旧済)
下妻市	17 戸	0 戸	9.10 18:00 ～ 9.11 19:30	道路崩壊による配水 管破損 (復旧済)
【宮城県】	2,765 戸	0 戸		
仙台市	164 戸	0 戸	9.11 0:30 ～ 9.11 12:00	橋梁添架管の流出 (復旧済) ※ 別ルートからの 給水により復旧
栗原市	201 戸	0 戸	9.11 4:30 ～ 9.13	橋梁添架管の破損、 ポンプ停止、河川高 濁、井戸に濁水流入 (復旧済)

白石市	2,400 戸	0 戸	9.11 8:30 ～ 9.11 15:00	浄水場への土砂流入 (復旧済)
	計 約 <u>26,026</u> 戸	計約 <u>7,578</u> 戸		断水戸数には常総市の 推定値を含む

(2) 応急給水（断水地域で応急給水実施、日本水道協会の支援）

- ・ 栃木県 那須塩原市で応急給水実施（近隣の断水していないエリアに臨時給水所を設置、給水車 1 台、給水タンク 3 基）
日光市で応急給水実施（給水車 4 台）
- ・ 茨城県 常総市で応急給水実施（給水車 23 台、日立市、水戸市等の支援）
 - ※ 避難所等の給水状況の詳細を把握し、必要に応じて増援予定
 - ※ 浸水地区へは、給水車での活動は不可能なためペットボトルで対応
 - ※ 停止中の鬼怒川東側南部地区の相野谷浄水場は現在も浸水中、解消次第、仮復旧作業を開始予定
 - ※ 今後相野谷浄水場の浸水が解消次第、配水ポンプ設備を再稼働し、県企業局からの受水分による配水を再開する予定
 - ※ ポンプ設備の復旧作業と並行し、水圧は低いものの配水池水位の高低差を利用した配水や、通水している配水系統からの応援により、給水可能なエリアについて給水再開を図っていく予定
 - ※ 自衛隊による応急給水も実施（避難所 2 箇所）

(3) その他

- ・ 「平成 27 年台風第 18 号等に係る政府調査団」に水道課から課長補佐 1 名を派遣（9/11）
- ・ 常総市に現場調査として水道課から課長補佐 1 名を派遣（9/12～13）

6 災害ボランティアの活動状況 （9/14 21:00 現在）

(1) 栃木県

- 県社会福祉協議会（以下、「社協」という。）の対応
 - ・ 県社協職員が被災地社協の支援を実施。
- 鹿沼市社協の対応
 - ・ 9/10、災害ボランティアセンターを開設し、県内在住の方に限り、ボランテ

ィアの募集を開始。

- ・ 9/11、県内在住の方に限らず、ボランティアを広く募集。
- ・ 9/12、県内外から 242 名の方がボランティア活動に参加。
- ・ 9/13、635 名の方がボランティア活動に参加。

○ 小山市社協の対応

- ・ 9/10、小山市内在住の方に限り、ボランティアの募集を開始。
- ・ 9/11、災害ボランティアセンターを開設。ボランティアの募集範囲を拡大し、市外の方からも募集。

○ 栃木市社協の対応

- ・ 9/11、災害ボランティアセンターを開設。県内外からボランティアの受け入れを開始。
- ・ 9/12、127 名の方がボランティア活動に参加。
- ・ 9/13、181 名の方がボランティア活動に参加。

○ 日光市市社協の対応

- ・ 9/13、災害ボランティアセンターを開設し、市内在住の方に限り、ボランティアの募集を開始。

(2) 茨城県

○ 県社協の対応

- ・ 9/12、茨城県、常総市、茨城県社協、常総市社協等が連携し、「茨城県災害ボランティアセンター」を常総市に設置。常総市及び隣接市町村の住民の方に限りボランティアの募集を開始。
- ・ 県社協職員が被災地社協の支援を実施。
- ・ 9/12、212 名の方がボランティア活動に参加。
- ・ 9/13、550 名の方がボランティア活動に参加。

○ 常総市社協の対応

- ・ 9/13、災害ボランティアセンターを開設。近隣市町村を対象にボランティアの募集を開始。

○ つくば市社協の対応

- ・ 9/11、災害ボランティアセンターを開設し、ボランティアの募集を開始。
- ・ 9/12、地域住民のニーズに対して、必要なボランティアが確保されているため、一時募集を休止中。

○ 境町社協の対応

- ・ 9/12、災害ボランティアセンターを開設し、町内在住の方に限り、ボランティアの募集を開始。
- ・ 9/12、20名の方がボランティア活動に参加。

(3) 宮城県

○ 県社協の対応

- ・ 県内協職員が被災地社協の支援を実施。

○ 大崎市社協の対応

- ・ 9/13、災害ボランティアセンターを開設し、市内在住の方に限り、ボランティアの募集を開始。
- ・ 9/13、103名の方がボランティア活動に参加。

○ 大和町社協の対応

- ・ 9/13、災害ボランティアセンターを開設し、ボランティアの募集を開始。

(4) 全社協の対応

- 9/11より、被災地の状況に応じ、栃木県社協、茨城県社協及び宮城県社協に職員を派遣し、被害状況や社協の活動状況等について、現地確認や支援を実施。

7 雇用促進住宅の提供について (9/14 21:00 現在)

災害救助法適用対象地域の空戸数は宮城 49 戸、茨城 306 戸、栃木 307 戸となっており、そのうち入居可能戸数については、入居に必要な補修期間も含め現在確認中。

8 通知等の発出状況 (9/14 21:00 現在)

(1) 医療保険関係

- 9月10日付で、各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料(税)・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知

※ 平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。

- 9月10日付で、被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても、受診が可能である旨を都道府県等に連絡

(2) 雇用保険関係

- 特例的な失業給付の支給

9月9日の茨城県古河市、結城市、下妻市、常総市、守谷市、筑西市、板東市、

つくばみらい市、結城郡八千代町、猿島郡境町、栃木県栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、下野市、下都賀郡壬生町、下都賀郡野木町、宮城県仙台市、栗原市、東松島市、大崎市、宮城郡松島町、黒川郡大和町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町の災害救助法の適用を受け、災害の影響を受けて事業所が休業する場合に一時的な離職を余儀なくされた方に対して雇用保険失業等給付（基本手当）を支給できる特別措置を実施。

(3) 被災した要援護障害者等への対応について

- 9月10日の茨城県管内市町村の災害救助法の適用を受け、茨城県に対し、要援護障害者の状況・実態の把握や、障害福祉サービス等の円滑な提供に向けた柔軟な対応等の周知を依頼。
- 災害救助法の提供を受けた栃木県及び宮城県に対し、9月11日付で、要援護障害者の状況・実態の把握や、障害福祉サービス等の円滑な提供に向けた柔軟な対応等の周知を依頼。

(4) 被災した要介護高齢者等への対応について

- 9月10日付で、茨城県（管内自治体も含む。）に対して、今般の災害により被災した要介護高齢者等について、保険者より特段の配慮（被災し利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができるなど）をお願いする旨を周知
- 9月11日付で、各都道府県に対して、今般の災害により被災した要介護高齢者等について、保険者より特段の配慮（被災し利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができるなど）をお願いする旨を周知

※ 平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。

- 避難所生活が長期化することを想定し、避難者の介護予防を支援するため、老人保健課担当者、各県担当者、JRAT（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）事務局の連絡体制を構築し（11日16時）、必要に応じてリハ専門職を派遣する等のサポート体制を構築することとした。
- 避難指示・勧告の出た茨城県、栃木県、福島県、宮城県、埼玉県における高齢者の避難状況、避難所生活の見通し等の介護予防に関する情報について県庁より収集（11日18時）。
- 本省担当官を茨城県に派遣（12日～13日）。常総市石下総合体育館で避難状況を確認（12日午後）。DMAT（災害派遣医療チーム）とJMAT（日本医師会災害医療チーム）の全体会議において、関係者がJRATと連携して介護予防ニーズへの対応方針を確認（12日、13日）。
- 水海道地区（常総市役所周辺）の避難所8カ所で介護リスク等の状況を把握（13日9時～17時）。
- 石下総合体育館に理学療法士、作業療法士が日中常駐しての介護予防チームが始動（14日9時）。

(5) 生活環境支援関係

- 「平成 27 年台風 18 号（大雨特別警報関連）による大雨等に係る被災者等の要援護者への緊急対応について」（9 月 14 日）

被災者等の宿泊支援等に関し、被災自治体から依頼があった場合についての積極的な協力について、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会に対し要請。

(6) 感染症対策関係

- 9 月 11 日付けで宮城県、茨城県、栃木県、仙台市、宇都宮市に対して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 27 条第 2 項及び第 28 条第 2 項の消費及びねずみ族、昆虫等駆除を自ら行う場合に、薬剤費等を感染症予防事業費（負担金）の対象とする事ができる旨を周知。

9 その他 （9/14 21:00 現在）

- 労働災害発生状況（9/11 13:00 現在）
 - ・ 栃木県：2 名（うち 1 名は死亡）
 - ・ 宮城県：2 名（うち 1 名は死亡）

以上